

# プッシュ・ドライブ・コール利用規約

2024年7月17日  
株式会社シードプラス

## 第1章 総則

### 第1条 (適用)

- 本規約は、株式会社シードプラス（以下「当社」といいます。）が提供する「プッシュ・ドライブ・コール」サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を定めるものです。
- 本サービスは、緊急時の通報、救命目的の発信、侵入者の検知、危険発生の告知その他の生命、身体又は財産に重大な影響を及ぼす用途には使用できません。

### 第2条 (定義)

本規約における用語の定義は以下の通りとします。

- ① 「デバイス」：株式会社ソラコムにより提供される、LTE-M Button シリーズ、および付属品。
- ② 「本サービス」：デバイスおよび当社が契約するその他の第三者に提供されるサービスを利用して提供される、デバイスのボタンを押すことで音声メッセージやSMSを送信するサービス。
- ③ 「申込者」：本サービスの利用申し込みを行った個人または法人。
- ④ 「契約者」：本サービスの利用申し込みを行い、当社がこれを承認した個人または法人。

## 第2章 サービスの種類等

### 第3条（サービスの種類、およびサービスの提供区域）

1. 本サービスは、以下の種類があります。
  - ① 音声メッセージ送信サービス
  - ② SMS 送信サービス
2. 本サービスは、日本国内において提供されます。

### 第4条（本サービスの契約期間及び、料金）

1. 本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）の有効期間は、第8条第1項の定めにより開始され、同条第5項の定めにより終了します。サービス提供期間は、同条第4項の定めに従います。なお、サービス提供期間は、同条第6項の定めにより1年間延長することができ、この場合、同条第7項の定めにより本契約の有効期間も1年間延長されます。
2. 本サービスの料金に関しては、別に定める料金表の通りです。
3. 本サービスの年間利用料には400回分のSMS コール料金（以下「基本コール料金」といいます。）が含まれています。
4. 契約者は、サービス提供期間内にSMS コールが400回に達した場合、料金表に定める追加コール料金を支払うことにより、SMS コールを継続使用することができます。追加コールの購入方法・費用等は別に料金表に定めます。
5. サービス提供期間内にSMS コールが400回に達したにもかかわらず契約者が追加のコール回数を購入しない場合は、当社は契約者に通知の上サービス提供の制限・中断を行うことができます。

## 第3章 回線契約及び各種サービスの契約に関して

### 第5条（回線契約及び各種サービスの契約に関して）

1. 本サービスで使用される株式会社ソラコムとのデバイスに関する契約、および当社が契約するその他の第三者に提供されるサービスの契約及びサービス開始手続き及び準備に関しては、当社が行います。
2. また、本サービスで使用する、株式会社ソラコムが提供するLTE-M回線は当社名義のものとなり、これを契約者に貸与します。
3. 本サービス契約終了後の、株式会社ソラコムが提供するLTE-M回線及び当社が契約するその他の第三者に提供されるサービス契約に関しては、当社が契約者に代わって終了させるものとします。

## 第4章 本契約の締結

### 第6条（申込の方法）

1. 本サービスの申込者は、本規約を承認した上で、当社所定の手続に従ってオンラインサインアップによる申込（以下「申込」といいます。）行うものとします。
2. 申込者は、本サービス申込時に有効な電子メールアドレスに関連づけたアカウントを作成するものとします。
3. 申込者は、本サービスの申込時に銀行振り込みまたはクレジットカードにて料金表に定める料金を当社への支払うものとします。
4. 申込は、申込者が料金を支払うことにより完了します。

### 第7条（申込の承諾）

1. 当社は、申込者に対して、申込者が本サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。

2. 当社は、次に掲げる事由に該当すると判断する場合は、当該申込を承諾しないことができます。
  - ① 申込者が本規約上の債務の履行を怠るおそれがあるとき。
  - ② 申込者に対する本サービスの提供により、当社または他の契約者の信用または利益を損なうおそれがあるとき。
  - ③ 申込者に対する本サービスの提供により、当社若しくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがあるとき。
  - ④ 申込者に当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は申込者若しくはその役員等が反社会的勢力に該当するとき。
  - ⑤ 当社が申込者との契約を解除したことがあるとき。
  - ⑥ 申込者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
  - ⑦ 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
  - ⑧ 申込者が本サービスを適切に利用する意思が無いとき。
  - ⑨ その他当社が適切でないと判断したとき。

## 第8条（契約の効力発生、契約期間およびサービス提供期間）

1. 当社が、第6条に基づく申込者の申込を、第7条に基づき承諾することにより、当社と契約者との間に、本契約が成立します。本契約の成立により、申込者は契約者となります。
2. 当社は、前項に基づく本契約の成立後、速やかに、契約者が当社に届け出た住所宛にデバイスを発送します。
3. 当社が前項に基づきデバイスを発送した日の翌々日が、サービス提供開始日となります。
4. サービス提供期間は、前項に定めるサービス提供開始日から1年間とします。
5. 本契約は、サービス提供期間の終了をもって、期間満了により終了します。
6. 申込者は、サービス提供期間の終了日の30日前までに当社と合意することにより、サービス提供期間を1年間延長することができます。延長後の年間利用料は、料金表に定める通りとします。
7. 前項の合意によりサービス提供期間が1年間延長された場合、第5項の定めにかかわらず、本契約の有効期間も1年間延長されるものとします。
8. 第6項の合意によりサービス提供期間が1年間延長された場合、**SMS** コール回数は延長によりリセットされるものとします。すなわち、**SMS** コール回数の上限（追加コールが購入された場合は加算後の上限をいいます。）に到達することなくサービス提供期間が延長さ

れた場合でも、第4条に定めるコール料金（追加コール料金を含みます。）は延長後の期間に持ち越されないものとします。

9. サービス提供期間の1年間の延長については、その回数の制限は設けないものとします。

## 第9条（契約者識別番号）

1. 当社は契約者に対し契約者識別番号を付与します。ただし、契約者識別番号の付与は、契約者が本サービスを継続的に利用できることを保証することを意味するものではありません。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

## 第10条（アカウント）

1. 本サービスを利用するためには、契約者は、有効な電子メールアドレスに関連づけたアカウントを作成しなければなりません。
2. 当社は、契約者に対し、前項に基づき作成される本サービス用アカウントに当社が提供するシステムにログインするためのIDであるログインID及びログインパスワードを付与します。
3. 契約者はIDおよびパスワードを適切に管理し、第三者への漏洩等を防ぐ義務を負います。IDまたはパスワードの漏洩等の結果生じた損害について当社は責任を負いません。

## 第5章 契約者の変更等

### 第11条（契約者の氏名等の変更の届出）

契約者は、当社に届け出た事項に変更があった場合、速やかに当社に届け出るものとします。

## 第12条（名義変更）

契約者は、当社の承認を得ずに本サービスの利用権を第三者に譲渡することはできません。

## 第6章 利用の制限、中止及び停止等

### 第13条（不可抗力等による利用の制限）

1. 当社は、停電・通信回線の事故・天災等、通信インフラその他サーバー等のシステム不具合、緊急メンテナンスの発生など当社の責に帰すべき事由以外の不可抗力により本サービスの利用を制限することができます。
2. 当社は、株式会社ソラコムまたは当社が契約するその他の第三者に提供されるサービスのサービスに何らかの障害が発生した場合、本サービスの利用を制限することができます。
3. 前2項に基づく制限により契約者に不利益又は損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第14条（当社の判断による利用の停止または制限）

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、予告なく当該契約者に対する本サービスの利用を停止又は制限することができます。
  - ① 料金支払その他の本契約に基づく債務について、履行を遅滞したとき。
  - ② 契約者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
  - ③ 第7条(申込の承諾)第2項に定める事由が発生したと当社が判断したとき。
  - ④ 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき。
  - ⑤ 契約者が、第15条に挙げる禁止行為を、本サービスを使用しておこなったとき。
  - ⑥ その他、当社が契約者の本サービス利用を停止または制限することが適切だと判断したとき。
2. 当社は、契約者が本規約及び「SORACOM Air Japan サービス契約約款」「当社が契約するその他の第三者に提供されるサービス約款」に定める利用停止および利用制限事項に

該当するときには、当該契約者に対する本サービスの利用を停止又は制限することができます。

3. 前2項に基づく停止又は制限により契約者に不利益又は損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第15条 (禁止事項)

本規約の他の規定において定めるものに加え、当社は契約者が次の各号に掲げる行為を行うことを禁止します。

- ① 誹謗中傷、名誉毀損、本サービスの適切な動作を妨害、その他当社または第三者を害する状態で、本サービスおよび本情報を利用する行為。
- ② 本サービス内に含まれる特許権、商標権、著作権またはその他知的財産権のあらゆる表示を除去し、隠蔽し、または変更する行為。
- ③ 本サービスを利用して通話またはメッセージの迷惑コンテンツ（スパム）を送信する行為。
- ④ 児童買春、児童ポルノを閲覧又は取得するため、迷惑メール又は SMS 等の送信その他当社が不適切と判断する目的において本サービスを利用する行為。
- ⑤ 犯罪行為にかかわる内容、暴力的表現および人種、性別、宗教、国籍、身体障害、性的嗜好または年齢等による差別を含む内容を発信する行為。
- ⑥ 公序良俗・法令等に違反する内容を含むもの、またはそのおそれのある内容を発信する行為。
- ⑦ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、プライバシー、肖像権その他、当社または第三者の権利を侵害する行為。
- ⑧ 真実ではないもの、第三者に誤解を与えるおそれのある内容を発信する行為。
- ⑨ 他人の名誉または信用を傷つけるもの、その他の不利益を与える内容を発信する行為。
- ⑩ コンピューターウイルス等を埋め込み、当社または第三者のソフトウェア、ハードウェアまたは通信機器等の適切な動作を妨害、破壊または制限するもの、もしくはそのおそれがある行為。
- ⑪ 本規約に違反するものもしくは違反する恐れがある行為。
- ⑫ 法令、条例、規則および官公庁の命令等を侵害する目的または方法で本サービスを利用する行為。
- ⑬ 本サービスから得られた情報を転売、転貸及び再許諾する行為。
- ⑭ 本サービスの利用者資格を含む本提供情報の全部若しくは一部の第三者への譲渡、承継、転貸、質権その他担保に供する等の行為。
- ⑮ 第三者の使用に供するために本サービスを全部もしくは一部を複製する行為。
- ⑯ 当社又は第三者の知的財産権を侵害する商品又はサービスに対して本提供情報を利用する行為。
- ⑰ その他、法令等に違反する行為。
- ⑱ その他、当社が禁止行為と判断する事由を含む行為。

- ⑭ その他、本サービスを、本規約が契約者に明確に許諾している範囲を超えて利用する行為。

## 第 16 条（サービスの提供制限および中止）

当社は、次の場合には本サービスの提供を制限・中止することができます。

1. 当社の電気通信設備又はシステムの保守上又は工事のためにやむを得ないとき。
  - ① 株式会社ソラコムおよび当社が契約するその他の第三者に提供されるサービスがシステムの保守・工事、および公共の等の事由により本サービス向けの必要なサービスを停止するとき。
  - ② 当社が本サービスを契約者に提供するのに必要なサービスを提供する電気通信事業者又はクラウド提供事業者が当社へのサービス提供を停止するとき。
2. 前項に基づく制限・中止により契約者に不利益又は損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 17 条（サービスの廃止）

当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。サービスを全て廃止する場合には少なくとも廃止 90 日前に当社ウェブサイトに掲示するとともに契約者に通知し、あわせて廃止日以降の残余分のサービス利用代金の返金方法について当社ウェブサイトに掲示するとともに契約者に通知するものとします。契約者において、通知が到達しなかったことによる不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。また、本サービスの全部または一部の廃止により契約者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

## 第 7 章 契約の解除

### 第 18 条（契約者による解約）

契約者は、本契約をその有効期間中に解約することはできません。



## 第 19 条（当社による解約）

1. 当社は、契約者が本規約に違反した場合、本サービスの利用契約を解除することができます。
2. 解除により契約者に不利益又は損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 8 章 責務等

### 第 20 条（守秘義務）

当社及び契約者は、相手方の技術上、経営上及び知り得た相手方のその他一般に公表していない一切の情報に関する秘密を厳守し、これを本サービスの提供又は使用の目的以外に使用しないこととします。ただし、法令等に従い必要な範囲において当該情報を開示することができます。

### 第 21 条（信用の維持）

契約者は、本サービスの使用にあたり、当社の信用を損なう行為を行わないように努めるものとします。

### 第 22 条（必要事項の通知）

契約者は、本契約に基づくサービスの提供を受けるために必要な情報を当社に提供し、その情報に変更があった場合には速やかに当社に通知するものとします。

## 第 9 章 その他

## 第 23 条（免責事項）

当社は、本サービスの利用に関して発生する一切の損害について、賠償する責任を負わないものとします。ただし、契約者が消費者であり、かつ当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

## 第 24 条（補償および責任の制限）

当社は、契約者が本サービスの利用により第三者に対して損害を与えた場合でも、当該損害について賠償する責任を負いません。契約者は、自らの責任と費用において、当該第三者との間で問題を解決するものとします。ただし、契約者が消費者であり、かつ当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

## 第 25 条（知的財産権）

本サービスに含まれる特許権・著作権・ノウハウその他の知的財産権は当社または第三者に帰属します。当社は契約者に対し、これらの知的財産権の利用を、本サービスを利用する目的に限り許諾します。契約者はこれらの知的財産権を、本サービスを利用する目的に限り利用し、これ以外の目的に使用せず決して侵害しないものとします。

## 第 26 条（約款の変更）

当社は、必要に応じて本規約を変更することができるものとし、変更後の規約は当社のウェブサイトに掲載した時点で効力を生じるものとします。

## 第 27 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項が、法令または裁判所の判決により無効または執行不能と判断された場合でも、本規約のその他の条項は引き続き完全に効力を有するものとします。無効または執行不能と判断された条項については、当社および契約者は、当該条項の意図および目的を最大限に実現するために必要な範囲で修正されることに同意します。

## 第 28 条（準拠法及び管轄）

本規約は日本法に準拠し、本サービスに関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第 29 条（デバイスの保証に関して）

1. 本サービスで当社より契約者に提供されるデバイスの保証期間は第 8 条第 3 項に定めるサービス提供開始日より 1 年間であり、株式会社ソラコム約款または規約に記載されている事由に当てはまる場合保証期間中は当該製品を無償で修理または交換するものとします。その際の再設定作業も無償対応とします。
2. 本サービスで当社より契約者に提供されるデバイスの使用条件に関しては、契約者との契約時点での[株式会社ソラコムのウェブサイト](#)、[約款または規約](#)に従い、その定める範囲に従うものとします。

## 第 30 条（付則）

契約者は、株式会社ソラコムが定める SORACOM Air Japan サービス契約約款において契約者が遵守すべきとされている義務をすべて遵守するものとし、当該義務違反により当社が何らかの損害を被った場合、当社に対してこれを賠償するものとします。